

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度
の一部改正について（通知）

平成28年5月
笠間市総務部財政課

市では低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を導入し、入札を実施しておりますが、両制度における基準価格の算定方法を下記のとおり、改定いたしました。

つきましては、平成28年5月2日以降の入札から適用いたしますので、お知らせいたします。

○改定内容

低入札調査基準価格及び最低制限価格の現場管理費の算入率を0.8から0.9に、また一般管理費等を0.3から0.55へ引き上げる。

改定前		改定後
直接工事費×0.95		直接工事費×0.95
共通仮設費×0.90	⇒	共通仮設費×0.90
現場管理費×0.80		現場管理費×0.90
一般管理費等×0.30		一般管理費等×0.55